

# 社会保険

# あいち

とじて保管しましょう



妙仙寺 臥龍の松(日進市)

## 《今月の主な内容》

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合  
健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です
- 皆様の取り組みが健康保険料率に反映！始まっています！インセンティブ制度
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- シニアライフセミナー、年金制度等事務講習会の開催のお知らせ
- 職場の研修・健康づくりにDVDをご利用ください！

事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。  
なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **541**

2020年9月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合

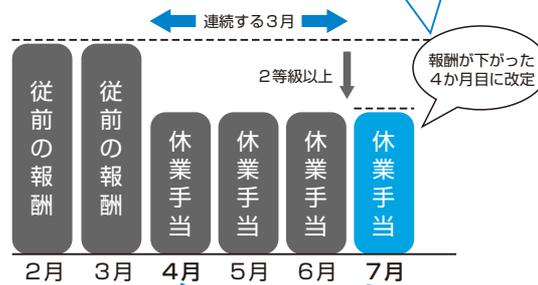
## 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

例えば4月から休業手当が支払われた場合  
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

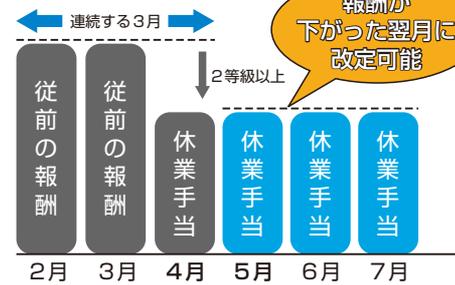
今回の特例を利用した場合  
5月から改定が可能となります。

### ■通常の随時改定



**特例**

### ■今回の特例改定



※9月以降は原則、定時決定により決定された標準報酬月額となります。

ただし、定時決定が行われない7・8月改定の方は、休業回復後に随時改定の届出が必要です。

※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

### 対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方 ※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している  
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。  
（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）  
※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

### 対象となる保険料

- 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月から8月分保険料が対象となります。  
※令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

### 申請手続について

- 月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。  
※管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）  
※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん  
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後7時  
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

**Q1. 固定的賃金に変動がない場合でも特例改定の対象となりますか？**

**A1.** 今回の特例改定に限り、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、要件に該当する場合は改定の対象となります。(例えば、日給者の日給単価に変更はなく勤務日数が減少したことにより報酬が減少した場合、休業により報酬が支払われていない場合なども対象となります。)

**Q2. 休業のため、給与を支給していない場合や支援金（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金）を受ける場合でも、特例改定の対象となりますか？**

**A2.** 給与を支給していない場合や支援金を受ける場合でも、特例改定の対象となります。  
 この場合、実際の給与支給額（※）に基づき標準報酬月額を改定することとなり、報酬が支払われていない場合は、今回の特例改定に限り、最低の標準報酬月額（健康保険は5.8万円、厚生年金保険は8.8万円）として改定することとなります。 ※支援金は、給与支給額には含みません。

**Q3. 休業のため、給与計算の基礎日数が17日未満の場合でも、特例改定の対象となりますか？**

**A3.** 今回の特例改定に限り、新型コロナウイルス感染症の影響で事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、休業した日に報酬が支払われていなくても、給与計算の基礎日数として取り扱ってください。  
 その上でも、休業のあった月とその前2か月のいずれか1月でも17日未満（※）となる場合は、特例改定の対象となりません。  
 ※特例適用事業所等の短時間労働者は11日未満。

**Q4. 届出内容や本人の同意などを確認できる書類の添付は必要ですか？**

**A4.** 届出や申立書の内容を確認できる書類（休業命令等が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の同意書等）については、添付いただく必要はありませんが、後日、事業所への調査などの際に確認を求める場合がありますので、届出日から2年間は書類を保管しておいてください。  
 なお、本人の同意は、被保険者の不利益とならないよう、必ず、届出を行う前にあらかじめ得ることが必要ですので、特にご注意ください。

**Q5. 休業が回復した場合には、届出が必要となりますか？**

**A5.** 特例改定後に、固定的賃金の変動し、随時改定の対象となる場合には、随時改定（月額変更届）の届出を行ってください。  
 また、7月又は8月に特例改定が行われた方には、定時決定が行われなため、今回の特例改定に限り、休業回復した月（※）から継続した3か月間の平均報酬が2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、必ず随時改定（月額変更届）の届出を行ってください。  
 ※実際の報酬支払の日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上）となった月です。

**Q6. 通常の定時決定（算定基礎届）や随時改定（月額変更届）は、どうなるのでしょうか？**

**A6.** 通常の定時決定（算定基礎届）や随時改定（月額変更届）については、対象者の要件や手続き方法に変更はありません。従来どおり、休業中で給与等の支給がない日は給与計算の基礎日数には含まれず、また、固定的賃金の変動があった場合のみ随時改定（月額変更届）の届出の対象となります。

# 皆様の取り組みが健康保険料率に反映！ 始まっています！インセンティブ制度

## インセンティブ制度って？

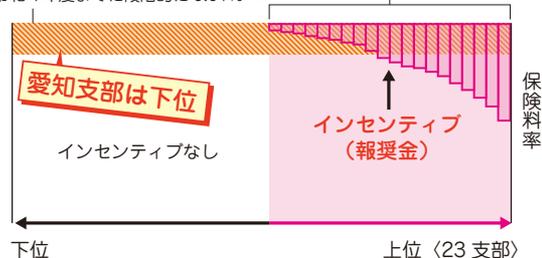
加入者および事業主の皆様の取り組みに応じてインセンティブ（報奨金）を付与し、都道府県支部ごとの保険料率に反映させる制度です。

当該年度の取り組みは翌々年度の保険料率に反映させる仕組みとなっており、令和2年度の取り組みは令和4年度の健康保険料率に反映されます。

❶ 制度の財源負担 0.01%

※令和2年度は0.004%  
令和4年度までに段階的に0.01%へ

❷ 得点に応じ支部ごとの保険料率に反映される



## 制度の概要

- 1 制度の財源として、新たに全支部の保険料率に0.01%を盛り込んで計算します。
- 2 5つの評価指標（次項）の支部の実績に応じて得点をつけ、全支部をランキング付けします。47支部中上位23支部に❶を財源とした報奨金を充てることによって保険料率を引き下げます。

## 令和2年度の保険料率は、平成30年度の取り組みを反映！ 協会けんぽ愛知支部の平成30年度実績



### ①健康診断を受けているか （特定健診等の実施率）

実施率

47.4% **40位** / 47支部

#### 具体的な取り組み

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診（被保険者の方）を受診する
- 協会けんぽの特定健診（被扶養者の方）を受診する
- 労働安全衛生法に基づく定期健診（事業者健診）結果を協会けんぽに提供する（40歳以上）

#### 会社の取り組み例

- 生活習慣病予防健診を利用する
- 事業者健診を実施した場合、データ提供の同意書を提出する

### データ提供の同意書とは？

事業者健診の場合「同意書」をご提出いただくことで、協会けんぽは健診結果を健診機関から受領でき、①に反映されます。

また、健診結果によって健康サポートを無料でご利用いただくことができます。

詳しくは

協会けんぽ愛知 事業者健診

検索

### ②健康サポートを利用しているか （特定保健指導の実施率）

実施率

10.2% **42位** / 47支部

#### 具体的な取り組み

- 健診結果でメタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方が健康サポートを受ける

#### 会社の取り組み例

- 健康サポートの案内がきたら、社員の希望日を聞く
- 業務を調整して、健康サポートを受けられる環境にする



③メタボ対象者が減っているか  
(特定保健指導対象者の減少率)

減少率 **32.9%** **25**位 / 47支部



具体的な取り組み

- 日頃から健康的な生活習慣に取り組む
- 健康サポートを受けた方は、プログラムに最後まで取り組む

会社の取り組み例

- ラジオ体操の時間を設けて、健康的な生活への意識向上を図る
- 自動販売機に健康的な飲料を導入する

④健診結果が「要治療」の方が医療機関に受診したか  
(医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率)

受診率 **10.3%** **23**位 / 47支部



具体的な取り組み

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた方が医療機関を受診する
- ※協会けんぽからも医療機関への受診を促すご案内をお送りしています

会社の取り組み例

- 健診後、「要治療者」「再検査対象者」へ受診するように声掛けする

⑤ジェネリック医薬品を選んでいるか  
(ジェネリック医薬品の使用割合)

使用割合 **73.4%** **34**位 / 47支部



具体的な取り組み

- 医療機関や薬局でお薬を受け取る際は、積極的にジェネリック医薬品を希望する

会社の取り組み例

- ジェネリック医薬品について社員に周知する

協会けんぽと一緒に取り組みましょう  
できることから始めましょう!健康づくりが保険料率に影響します

会社で健康づくりに取り組む際に、「健康宣言」もしていませんか?  
健康宣言をすることで、社員に「社員の健康維持・増進に取り組む会社」としてアピールでき、社内の健康意識向上や健康づくりに取り組みやすい環境整備が期待できます。

詳しくは

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので、健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

**全国健康保険協会 愛知支部**  
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL:052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

手続きは  
郵送でお願い  
します



メールマガジンに是非ご登録ください。

健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届けします。

3ステップで簡単登録!

- 1 ご登録画面へアクセス
- 2 新規登録をクリック
- 3 アドレスなど入力、確認ボタンをクリック





～日本の健康・世界の健康～

● 新型コロナウイルスのPCR検査について考える ●

名古屋市立大学看護学研究科 国際保健看護学 教授 樋口 倫代

新型コロナウイルス感染の蔓延が私たちの生活を変えて半年以上が経過しました。この間、いろいろな情報が錯綜し、どれが正しいのか見極めるのが難しくなっています。これだけ世界を圧巻していますので、社会の病態解明や対策への関心は高く、研究のスピードは非常に早いようです。日々新しい知見が出てきており、よほどこの問題に特化して情報を収集している「超」専門家でないかぎり、溢れる新情報を迅速かつ適切に処理するのは難しいでしょう。

私は感染症対策のスペシャリストではないのですが、最新の知見に左右されない、いわば教科書的な公衆衛生の知識の中にも状況を理解する鍵があります。今回は、昨今、毎日のように耳にする「PCR検査」について考えるための、3つの基本的事項をご紹介しますと思います。

まず第1に検査は何のためにするのかという点です。今回の新型コロナウイルス感染に限らず、検査は個人もしくは集団の健康に関して「結果をよくする」ための判断に使われるのが一般的です。状態を知るために行う検査もありますが、それとただ知ることが最終目的ではないはずで、「結果」は、予後の場合もあれば治療費のこともあるでしょう。もちろん検査そのものは、予後や治療費を変えません。検査結果によって取り得る次の手があることで、はじめて結果を変えることができるのです。新型コロナウイルス肺炎は、中等～重症者の予後を改善する可能性がある治療薬が出てきたところですが、現時点で無症候者の発症をおさえたり、軽症者の重症化を防ぐ手立てはありません。早期発見、早期治療による予後改善はできないのです。何のために検査をするのか、どんな検査結果ならどんな方針があり得るのかは、まず考えるべきでしょう。

しかし、「無症候者を含めた陽性者を確認して隔離して感染拡大を防ぐため」と言う意見もしばしば耳にします。感染拡大が防げるのなら、集団にとってはよい結果です。そこで第2に考えたいのは、検査というものの特徴についてです。すべての検査では、感度と特異度を考慮しなくてはなりません。感度とは疾患を有する人のうち検査で陽性となる人の割合、特異度とは疾患のない人のうち検査で陰性となる人の割合のことです。疾患があっても陰性となる偽陰性、疾患がなくても陽性となる偽陽性は、どのような検査をしても必ず出てきます。

重要なのは、どのような集団に検査したかです。仮に感度99%、特異度99%というウルトラ検査(!!)があったとします。半数が病気に罹っている集団にこのウルトラ検査をした場合、検査で陽性となった人のうち99%は真の陽性です(表1)。しかし、病気に罹っている人が1%という集団に検査したら、陽性の結果の出た人のうち半分は偽陽性になってしまいます(表2)。つまり、感染している可能性が高い集団に絞り込んで検査することの意義は、検査というものの特徴を考えるとよくわかります。

感度と特異度は検査機器の性能だけで決まるわけ

ではなく、例えば病気のどのようなタイミングで検査したかやどのように検体を取り扱っているかにも関係します。ですから、一概にどのくらいかはなかなか言えないのですが、新型コロナウイルスのPCR検査の感度はよくて70%程度というのが専門家の間での認識となってきたようです。そこで、表2を感度70%にしてみると、表2'のようになります。

陰性確認にはなるではないか!と考える人もあるかもしれませんが、この感度では3割は見逃し、陰性証明が出せる状況にはありません。また、どのような検査も罹患から検査で検出できるまでの期間にはズレがあります。検査で検出できる時期と、人に感染させる時期が一致すればいいのですがそうとも限りません。さらには、PCR検査は、検査時に存在するウイルスを検出する方法であり、明日の(検査後)のことはわからないのです。

だったら何回でもすればいい、という声も出てきそうです。実際、そのように発言しておられる人もいます。そこで、最後に考えたいのは医療資源の問題です。先に「教科書的な知識」と書きましたが、この3点目については少し微妙です。資源には限りがあるということはゆるぎない事実で、異論のある人はいないでしょう。しかし、ある医療技術を使おうとする場合、必要とする費用に見合う効果や便益があるかどうか、また、限りある医療資源をどのように分配するか、などについては、新型コロナウイルス対策に限らず、難しい判断が求められます。

PCR検査は、費用も人手も要する検査です。保険適用されても、公費補助があっても「誰か」が負担しています。何の目的で、どのような人に検査すべきか、利用者も含めて、みな冷静に考える必要があるのではないのでしょうか。

表1 病気に罹っている人が半数の集団に検査した場合 (感度99%、特異度99%)

		疾患		合計
		あり	なし	
検査結果	陽性	4,950	50	5,000
	陰性	50	4,950	5,000
合計		5,000	5,000	10,000

表2 病気に罹っている人が1%の集団に検査した場合 (感度99%、特異度99%)

		疾患		合計
		あり	なし	
検査結果	陽性	99	99	198
	陰性	1	9,801	9,802
合計		100	9,900	10,000

表2' 病気に罹っている人が1%の集団に検査した場合 (感度70%、特異度99%)

		疾患		合計
		あり	なし	
検査結果	陽性	70	99	169
	陰性	30	9,801	9,831
合計		100	9,900	10,000

## 厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定

令和2年9月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）の上に、新たな等級（65万円）が追加され、上限が引き上げられます。

※健康保険の標準報酬月額の高等級（第50級・139万円）については変更ありません。

※特別な手続きは必要ありません。改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主の方へ9月下旬以降お知らせする予定です。

〈改定前〉

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員(厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
(旧) 第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

〈改定後〉

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員(厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
(新) 第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
(新) 第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

## シニアライフセミナーの開催について

愛知県社会保険協会では、会員事業所に勤務する皆様の定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくため、愛知県社会保険委員会連合会と共催でセミナーを開催いたします。皆様のお申し込みをお待ちしております。



◎開催日時及び開催会場 4日間とも、午後1時開始 午後4時30分終了予定(受付:午後0時45分から)です。

開催日	会場	所在地	募集人員
10月13日(火)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 大会議室 901	名古屋市市中村区名駅4-4-38	30
10月14日(水)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 大会議室 901	名古屋市市中村区名駅4-4-38	30
10月19日(月)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 大会議室 1001	名古屋市市中村区名駅4-4-38	30
10月23日(金)	豊橋商工会議所 406会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	20

◆セミナーのテーマ

- ・ライフプランと生きがい
- ・家庭経済プラン
- ・老齢年金制度について

◆参加費 無料

◆参加資格

2020年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の50歳以上の被保険者とその配偶者

◆申込期限

9月30日(水)

申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

## 受講者募集! 『年金制度等事務講習会』開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の講習内容で事務講習会を開催いたします。

受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◎開催日時・会場 4日間とも午後2時開始、午後4時30分終了予定(受付:午後1時30分から)

開催日	会場	所在地	定員(名)
11月5日(木)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1201	名古屋市市中村区名駅4-4-38	30
11月10日(火)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1201	名古屋市市中村区名駅4-4-38	30
11月13日(金)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	40
11月17日(火)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1201	名古屋市市中村区名駅4-4-38	30

◆講習内容

- ・年金のしくみについて
- ・年金の受給要件と支給開始年齢、年金額について
- ・ねんきんネット、ねんきん定期便について
- ・退職後の雇用保険の給付と年金の支給調整について
- ・退職後の健康保険について
- ・最近の年金関連の動向

◆講師 社会保険労務士

◆受講料 無料

◆申込資格

2020年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方  
お申し込みは1事業所1名様とします。(ただし、被保険者200名以上の事業所は2名様までとします。)

◆申込期限 10月12日(月)

申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

## 健歩大会・ボウリング大会の開催中止について

10月に実施予定の健歩大会（ウォーキング）及び11月実施予定のボウリング大会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み開催を中止することといたしました。

楽しみにされていた方には申し訳ありませんが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

## 参加申込募集 「日帰りバスツアーハイキング」のご案内

2020年9月～12月（秋）の名鉄観光バス「日帰りバスツアーハイキング」コースのうち、下記のコース（日時限定）について、旅行代金の一部補助を行います。

参加補助券を発行しますので、当日ご持参ください。

### 「京都洛東 疎水に映える紅葉！【京都府】 哲学の道と寺社めぐり」コース

出発日：2020年11月28日（土）  
集合場所：名鉄バスセンター4階  
集合時間：午前7時30分（出発 午前7時50分）

#### ◆ハイキングコースについて

難易度 街歩き 距離 6.5km  
時間 1時間30分 標高差 100m未満

- ◆旅行代金 おとな 6,700円 こども 6,200円
- ◆補助金額 1名につき 1,000円（おとな、こども同額）
- ◆募集定員 150名（ただし1事業所4名様まで）
- ◆参加資格 2020年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

- ◆申込期限 11月6日（金）  
\*募集定員に達したときは、受付を締め切らせていただきます。  
（ホームページにその旨掲載いたします。）

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。  
（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

## 職場の研修・健康づくりに DVD をご利用ください！

好評貸出中

愛知県社会保険協会では、健康づくり事業の一環として、無料で健康に関するDVDの貸し出しを行っています。

今年4月より3タイトルが新たに加わり全53タイトルとなりました。

新たなDVDは次の通りです。

- ・夏の熱中症 冬のヒートショックに気をつけよう！
- ・ちょちょいのちょいトレ2.0 毎日筋活部 筋肉を育ててメタボを予防しよう！
- ・トータル・ヘルスプロモーションのための 健康サポート体操

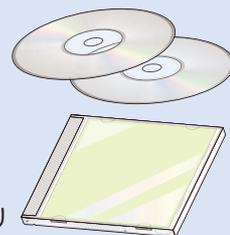
健康づくりのDVDの他、メンタルヘルス関連DVD、ハラスメント関連DVDを取り揃えています。皆さんの職場での社員研修や健康づくりにぜひ活用してください。

なお、DVDのタイトル、内容等は当協会のホームページをご覧ください。

また、一度の貸し出しは2タイトルまで、貸出期間は2週間以内です。貸し出しを希望される場合は、愛知県社会保険協会までFAX（052-678-7334）でお申し込みください。

申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。  
（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）



社会保険 あいち No.541

— 令和2年9月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根地域代表年金事務所  
全国健康保険協会愛知支部  
発行：一般財団法人愛知県社会保険協会  
〒456-0022  
名古屋市中区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階  
☎ 052-678-7330 URL <https://www.shaho-aichi.jp/>